



目 次

告 示	ページ
◎「高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）」に係る公金事務の委託（産業政策課）	1
公 告	
○令和8年度クリーニング師試験の実施（薬務衛生課）	1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	1
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（6・5掲示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3

告 示

高知県告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年5月20日に指定し、公金事務を同年6月3日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月19日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
愛知県名古屋千種区千種通七丁目25番地の1	株式会社タスクールPlus	「高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）」により交	令和8年6月3日から令和9年3月

	付する補助金	31日まで
--	--------	-------

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和8年6月19日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時  
令和8年9月3日（木）午前9時から
- 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎
- 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者  
（2）旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験願書及び添付書類  
（1）受験願書（県所定の様式によること。）  
（2）履歴書（最終学歴を明記すること。）  
（3）受験資格を証明する書類又はその写し（氏名に変更があるときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があることを証明することができる書類）  
（4）写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 受験願書の配付場所  
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課並びに高知市保健所
- 受験願書の受付期間  
令和8年7月6日（月）から同月27日（月）（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）まで。ただし、郵送による場合は、令和8年7月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先

- 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
- 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 受験願書の受付時間  
（1）県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課  
午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）  
（2）高知市保健所  
午前9時から午後4時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 試験科目  
（1）衛生法規に関する知識  
（2）公衆衛生に関する知識  
（3）洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 試験手数料  
7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所  
（1）警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）  
（2）種別  
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）  
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）  
（3）実施期日  
ア 新規取得講習  
令和8年8月25日（火）から同年9月2日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

<p>イ 追加取得講習 令和8年8月31日(月)から同年9月2日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般</p>	<p>社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 令和8年7月21日(火)及び22日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和8年7月23日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>5 受講申込手続 受講予定者としての確定通知を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (1) 受講申込書等の提出期間 ア e-Gov電子申請(<a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/">https://shinsei.e-gov.go.jp/</a>)を利用する方法により提出する場合 令和8年7月27日(月)午前9時から同月29日(水)午後4時まで イ 直接提出する場合 令和8年7月27日から同月29日までの午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)</p> <p>(2) 受講申込書等を直接提出する場合の提出場所等 ア 提出場所 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。 イ 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内</p>	<p>に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの)。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面。 ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 (ア) 3の(1)のイに該当する者には、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該資格者証等の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5(2)アの提出場所において納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第16号</b> 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審</p>
---	---	--

査」という。)を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

令和8年8月14日(金)午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

10人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間

ア e-Gov電子申請(https://shinsei.e-gov.go.jp/)を利用する方法により提出する場合

令和8年7月6日(月)午前9時から同月10日(金)

午後4時まで

イ 直接提出する場合

令和8年7月6日から同月10日までの午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

(2) 審査申請書等を直接提出する場合の提出場所等

ア 提出場所

(ア) 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

(イ) 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

(ウ) 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

イ 提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 審査申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの審査申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。

ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの審査申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。)

エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの審査申請書を提出する際に当該旧検定合格証の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とする。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により審査申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5(2)アの提出場所において納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,270人である。

令和8年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,576人である。

令和8年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,085人
室戸市・東洋町選挙区	3,881人
安芸市・芸西村選挙区	5,473人
南国市選挙区	12,750人
土佐市選挙区	7,131人
須崎市選挙区	5,335人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,890人
土佐清水市選挙区	3,377人
四万十市選挙区	8,891人

香南市選挙区	9,036人
香美市選挙区	6,921人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,709人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,840人
吾川郡選挙区	7,297人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	8,299人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,070人
黒潮町選挙区	2,837人